

令和 4 年度
「特定創業支援事業」を受けた創業者の空き店舗等への出店に関する
改装支援事業 募集要項

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

事業の概要

桑名商工会議所では、「桑名創業塾」を開催するなど、桑名市や関係機関で構成する「くわな創業支援ゆめはまねっと」を通して、創業前の方から、創業して間もない方まで、幅広い創業支援を実施しています。

本年度は熱意のある創業者を支援して開業率を向上させ、市内産業の新陳代謝を促進するため、「特定創業支援事業」を受けた創業者が空き店舗等へ出店する際、改装に要した経費の一部を補助します。

本事業は、桑名商工会議所が桑名市の委託を受け、経営改善普及事業を実施する桑名商工会議所が桑名三川商工会と連携して実施します。

1. 申請受付期間

令和 5 年 1 月 4 日（水） 9 時から、令和 5 年 2 月 28 日（火） 17 時まで

2. 補助対象者

次の要件をすべて満たす中小事業者

- (1) 桑名商工会議所が実施する「特定創業支援事業」を修了している者（法人等の場合は代表者が該当すること）
- (2) 令和 5 年 2 月 28 日において開業（または法人等設立）より 5 年を経過していないこと。
- (3) 市町村税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る市町村税）を滞納していないこと。
- (4) 出店に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有すること又は出店までに有する見込みがあること。
- (5) 空き店舗等の所有者と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは 3 親等以内の親族でないもの。
- (6) 空き店舗等の所有者と同一の法人等に属する者でないこと。
- (7) 国、県及び桑名市が実施する同様の制度による補助金、助成金等を受けていないこと。
- (8) 桑名商工会議所の会員事業所、あるいは桑名三川商工会の会員事業所であること。（会員となる見込みの者を含む）

【用語の定義】

- (ア) 空き店舗等 : 元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗内のものを除くが、「サンファール」は含む）又は住居等の用に供していない空家で、改装等により店舗として活用するもの。

【中小事業者の定義】

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（(2)～(4)を除く）	3 億円以下	3 0 0 人以下
(2) 卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
(3) サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人以下
(4) 小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人以下

①会社役員は従業員数に含まない。

②家族従業員については、個人事業の場合であつてその者が事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば有給・無給にかかわらず従業員数には含まない。生計を別にする場合または、法人の場合は従業員数に含む。

③臨時的な従業員は従業員数に含まないが、名目はパートであっても常時使用関係があると認められる場合は従業員に含む。

④従業員数の確認が必要になる場合の確認資料は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」または「公的機関による証明書」とする。

※上記①～④は、令和 4 年度三重県中小企業融資制度実施細則の定義を準用する。

3. 補助対象事業

以下の全てに該当する事業

- (1) 桑名市にある空き店舗等を借り上げて実施する小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等であつて、3 年以上継続して営業し、概ね月 20 日以上かつ 1 日 5 時間以上の営業をすることが見込まれるもの。
- (2) 出店にあたり、出店者が通常負担する必要がある営業部分に係る改装を実施すること。
- (3) 令和 5 年 2 月 28 日までに改装を実施し、補助対象経費の支払いが完了すること。
- (4) **令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日の間に営業を開始**すること。

ただし、下記の事項に該当する事業は**対象外**となります

- ① 桑名市内を移転する事業。(移転により当該店舗が空き店舗とならない場合は除く)
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ④ その他、社会通念上適当でないと思われる事業

4. 補助対象費目、補助金額等

	対象経費	補助額	予算枠
店舗等改装費	営業部分に係る内装工事費、外装工事費、電気、空調、給排水、ガス設備工事費及び付帯工事費。 (消費税額を除く。)	改装に要した費用の 3/4以内 (上限30万円)	2件程度

※ 補助金の交付は、対象期間内(令和4年3月1日から令和5年2月28日まで)で1回までです。

※ 応募の状況によっては、補助金を減額しての交付となる場合があります。

【補助対象となる経費例】

- ・ 店舗シャッターの改修
- ・ 自動ドアの取り替え工事
- ・ お客様用トイレの改修
- ・ 内装クロス貼り替え
- ・ 外壁塗装
- ・ 看板設置

【補助対象とならない経費例】

- ・ 敷金、保証金
- ・ チラシ作成費用(広報費)
- ・ 機器本体の代金

5. 書類の提出について

事前相談をしていただいたうえで、桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ以下の必要書類を提出してください**(郵送可)**

【提出書類】

<交付申請時>

- (1) (様式第1号)「交付申請書」
- (2) (様式第2号)「事業計画書兼実績報告書」
- (3) (様式第3号)「申請時チェックリスト」
- (4) 入居する物件の賃貸広告等写し(対象の物件が空き店舗等であり、入居者を募集したことが確認できる書類)
- (5) 同上 賃貸借契約書の写し
- (6) 実施する改装工事の内容が確認できる書類の写し(見積書等)
- (7) 桑名市内で営業していることが分かる資料
(個人事業主の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・ 収受日付印、もしくは受信通知のある直近の確定申告書の「第1表」
 - ・ 桑名市内の事業所所在地の記載のある所得税申告決算書(収支内訳書)
 - ※ 開業後1年以内の場合は、開業届の写し(法人の場合、以下の全ての書類の写し)
 - ・ 納税地が桑名市であり収受日付印、もしくは受信通知のある直近の法人税申告書(別表1)
 - ・ 直近年度の決算書(貸借対照表、損益計算書のみ)
 - ※ 決算期を一度も迎えていない場合は省略できます。
 - ・ 履歴事項全部証明書の写し

<支出内訳報告時>

- (1) (様式第4号)「経費支出内訳書」
- (2) 補助対象となる改装工事の請求書
- (3) 同上 支払いが確認できる銀行振込受領書または領収書等の写し
- (4) 同上 実施前と実施後の様子が確認できる写真
- (5) 営業を開始した日が分かる資料(店舗オープンチラシ、ハガキ案内等)

6. 事前相談から補助対象者決定までの流れ

- (1) 事前相談 … 申請前に桑名商工会議所、桑名三川商工会、または三重県よろず支援拠点くわなサテライトへの相談が必要です。
- (2) 申請書提出 … 桑名商工会議所の会員事業所は桑名商工会議所へ、桑名三川商工会の会員事業所は桑名三川商工会へ提出してください。(郵送可)
- (3) 申請内容確認 … 申請書を受付後、内容確認を行います。
- (4) 審査・交付決定 … 桑名商工会議所で書類審査の後、桑名市役所担当課による確認を経て交付決定します。
- (5) 改装実施・開店 … 令和5年2月28日(火)までに店舗改装を実施して、営業を開始[※]してください。
- (6) 経費支出内訳報告 … 令和5年3月10日(金)までに経費支出内訳報告書を提出ください。
- (7) 補助金振込 … 経費支出内訳報告の内容確認後、年会費振替指定口座に補助金を振り込みします。

※ 営業の開始日は令和4年3月1日まで遡及が可能です。

<事前相談先>

桑名商工会議所（中小企業相談所）	TEL：22-5155	桑名市桑栄町1番地1 サンファーレ南館2階
桑名三川商工会 多度本所	TEL：48-2627	桑名市多度町多度871番地11
桑名三川商工会 長島支所	TEL：42-3111	桑名市長島町又木28番地3
三重県よろず支援拠点くわなサテライト	TEL：24-1515	桑名市桑栄町1番地1（桑名商工会議所内）

7. 書類審査等について

- (1) ご提出いただいた書類をもとに審査を実施します。
- (2) 審査の結果、不支給となる場合があります。また、支給決定された場合でも、条件を付す場合や、予算の都合等により減額しての支給となる場合があります。なお、審査内容等についてのお問合せには応じられませんので、ご了承ください。

8. 注意事項について

- (1) 補助事業が完了した後、必要に応じて事業遂行状況等について報告していただく場合があります。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部、または一部を取り消すことがあります。
交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。
 - ① 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたとき
 - ② その他、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 令和4年度「中心市街地の空き店舗等への出店に関する改装支援事業」とあわせて補助を受けることはできません。
- (4) 本募集要項については、令和4年度に実施する事業について記載したものです。翌年度以降につきましては、見直しされる可能性があります。